



貨物自動車運送事業者物価高騰対策支援金



燃油価格高騰の影響を受けている
貨物運送事業者に対し
影響を緩和するため支援金を給付します。

交付申請
受付期間

令和7年2月 3日（月）
～
令和7年2月28日（金）



給付対象事業者

留萌市内に営業所を有し、申請時において市内で1年以上営業を継続している者。
一般貨物自動車運送事業（霊柩限定を除く。）又は特定貨物自動車運送事業又は貨物軽自動車運送業の許可を得ている事業者。
市税等の滞納がない者。

給付対象車両

【登録年月日】令和6年4月1日以前の車両
【自動車の種別】普通自動車又は小型自動車又は軽自動車（道路運送車両法の種類）
【用途】貨物又は特種 【自家用・事業用の別】事業用
【燃料の種類】ガソリン又は軽油等
【使用者の氏名又は名称】申請者と同一又は同一法人
【使用の本拠の位置】市内住所であること
【有効期間の満了する日】令和6年4月1日以降

給付金額

緑ナンバーに該当する車両
1台あたり
40,000円

黒ナンバーに該当する車両
1台あたり
30,000円

申請方法



支援金申請書及び添付書類を下記担当へ

留萌市HPから
申請書類を
ダウンロードできます

担当：留萌市役所地域振興部経済観光課経済振興係
電話：0164-42-1840